東京事務所 KJ510

開発援助法令集（原文対照）52

アルゼンチン編 その10

プエノス・アイレス州ユフ川流域開発公団法

昭和55年10月

国際協力事業団

総計編
JR
90-12

LIBRARY

国際協力事業団
受入月日 '84. 4. 10
登録No. 03501
701
40
EPS

ま　え　が　き

移住業務が現地法令の制約下にある限り，われわれ担当者は，それに通暁しておく必要がある。

この様な趣旨で，当事業団では「関係諸国法令集」のほん訳をすすめ，昭和41年以来，ブラジル関係17編，パラグァイ関係11編，アルゼンティン関係9編，ボリヴィア関係7編，カナダ関係3編，ドミニカ関係2編，アメリカ，オーストラリア関係各1編，計51冊を刊行した。

本編はアルゼンティン編その10として「ブェノス・アイレス州，コロラド川流域開発公団法」及びその関連法律を収録した。

昭和55年10月

国際協力事業団
移住調整部長

JICA LIBRARY
1053625[8]

目　　次

ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団法

法律7948号

第 1 章　目的および管轄区域 …… 1
第 2 章　業　　務 …… 1
第 3 章　総　　裁 …… 3
第 4 章　総裁の権限および業務 …… 4
第 5 章　諮問委員会 …… 5
第 6 章　技術担当理事 …… 6
第 7 章　管理担当理事 …… 6
第 8 章　実施計画・予算および開発プログラム …… 7
第 9 章　財政・資金・会計制度 …… 7
第10章　組　　合 …… 8
第11章　監査および責任 …… 9
第12章　暫定処置 …… 9
第13章　一般規定 …… 9

政令第2448号

コロラド川流域開発公団の運営に関する

法律第7948号の施行令

法律7616号

ブエノス・アイレス州地方法

第1部　水利制度

第1編　灌漑に関する制度 …… 29
第1章　水利権および許可 …… 29

第２章　水の使用権 …… ３２
第３章　水の供給停止 …… ３４
第４章　放棄と譲渡 …… ３５
第５章　水利権の失効 …… ３６
第６章　分　担　金 …… ３７

法律７７７０号

第五回知事会議の協力の承認およびコロラド川ブエノス・アイレス流域開発における州の優先権に関する法律

ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団法

法律第7948号

ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団法

法 律 7948 号

第 1 条　ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団（コルフォ――リオ・コロラード）は，公法および私法により，独立採算を認められた団体であり，経済省を介して行政当局との関係を維持する。

公団の法定所在地・敷地および本拠地は，行政当局により，第2条で規定される地域内に設定される。

第 1 章　目的および管轄区域

第 2 条　公団はビィジャリーノ郡およびパタゴネス郡の灌漑可能地域の総合開発を助成することを目的とし，灌漑可能地域の指定は行政当局により行なわれる。

第 2 章　業　務

第 3 条　公団は，以下の業務を遂行する。

a）第2条で規定された地域に関する総合的企画を行なうこと。

b）コロラド川の灌漑用水を恒久的に確保し，水利・分配の改良に関する工事を実施するため，各州間にまたがる組織を構成する目的のもとに，他の州における類似団体と，行政当局の認める暫定協定を締結すること。

c）ブエノス・アイレス州のコロラド川流域における水利改良に寄与する用排水事業に関する研究・企画・実施・開発を行なうこと。この目的のために，本法および現行地方法の定めるところに従い，水利権および許可に関する付与・取り消しを行なうことができる。

d）灌漑工事の影響が及ぶ地域内における殖民事業の実施・推進を行なう

こと。

e) 当該地区の地形および地質図を作成すること。

f) 農地と灌漑用水の適切な利用法を決定すること，並びに沃土を保持するために土地のエロージョンや疲弊を防止し，地力を保持する対策を実施すること。

g) 第6条に規定するところに従い，商工業施設，輸送施設の建設および同地域の生産物の加工流通に寄与するすべての事業を創設し，参画，奨励すること。

h) 総合的植林計画を実施・推進すること。

i) 本法の規定に従い，公団の管轄区域内の水利組合およびその他の法人団体等に，目的達成のための信用供与を行なうこと。

j) 生産者各自の主体的参加のもとに，協同組合を通じての国内・外における新規市場の開拓を促進して，これら生産物の商品化を行なうこと。

k) 同地域へのエネルギー供給および電化を促進すること。

l) 国家機関および州機関に対して資金的負担の有無にかかわらず，同地域の道路網の整備，運輸・交通の改善についての調整協力を行なうこと。

m) 農業，畜産に関する実験・研究・調査センターの設置および同地域の計画推進にともなう経済的・社会的諸問題の研究において，諸機関と協力すること。

また，農業教育の目的をもって，小学校の開設および内容充実並びに灌漑技術学校の創設について，教育関係当局に協力すること。

n) 同地域における労働作業の機械化および技術化も奨励すること。

ñ) 収量を増大するために肥料，駆虫剤，除草剤，種子の使用を促進すること。

o) 生産者による労務契約が，現行法律に抵触しないことを確実にするため，州の専門機関と協力すること。

第 4 条　行政当局は，目的達成を容易ならしめるため，公団の要請に従い，

行政当局管轄下にある他の公的機関の業務・要員・資産等を事業団に移管できるものとする。

第 5 条　公団は，民間の主導性を督励し，そのために必要な条件を創出する。また，公社の業務を遂行するため，民間企業の創設を奨励する。

第 6 条　行政当局の規定するところに従う資本参加形式により，民間人および民間企業もまた，公団の総合計画に参画することができる。

第 3 章　総　　裁

第 7 条　公団は，総裁により統率され，総裁は前述の組織の目的に合致する資格および履歴によって，公募を通して規定に従い，行政当局により指名される。総裁は，職務遂行のための十分な能力と知識を有し，経済学または技術の専門家であり，25 歳以上でなければならない。

第 8 条　総裁は，任期4年であり，任期終了後ひきつづいて再選考の対象となり得る。

また，アルゼンティンにて出生したアルゼンティン国籍を有する者か，アルゼンティン帰化者で，市民権取得後 3 年以上を経た者でなければならない。

総裁は，その職務が続く間，同地域内に居住しなければならない。

第 9 条　総裁が，一時的に不在または不都合な事情がある場合には，同一の権限および義務を持つ管理担当理事が職務を代行する。

第１０条　総裁には，州行政官の兼任不能の原則が適用され，他職務を兼任することはできない。

総裁職指名の後にも，他職務を兼任していた場合には，本条に示される兼任不能の原則により総裁職を辞さねばならない。

第 4 章　総裁の権限および義務

第１１条　総裁は下記の権限および義務を有す。

a）公団を統括し，管轄下の企業に公団側の代表として，公団職員を指名すること，並びに公団資産の総合目録を管理すること。

b）本法の規定に従い，入札，競売，直売によって公団の資産を購入すること。

c）業務遂行に必要な契約行為を行なうこと。経済省の監督の下に，財政負担行為を実施し，割り前金の通知書を発行すること，不動産抵当，動産担保，保証行為を行なうこと，並びに本法第１８条に述べる実施計画を実現すること。

d）公団の資産について，価格や付帯条件を定め，使用・取得・売却・賃貸借すること。不動産の売却の際には，あらかじめ行政当局の認可をうけねばならない。

e）機械類・車輌・家畜類・種子・植林の種類および肥料に関して，生産・購入・輸出入・使用・賃貸・売却を行なうこと。

f）公団が行なうサービスの料金および分担金を設定すること。これは，第１９条ｂの規定に従い，行政当局に申請し，承認を得るものとする。

g）公団の目的達成に直結する研究，プロジェクト，事業遂行，サービスを実施するため，国，州，市および公的機関と協定を締結すること。民間機関あるいは官民混合の国際機関との協定に際しては，行政当局の認める暫定協定を締結しなければならない。

h）前項に述べる目的のために，行政当局が行なう国の機関または外国の団体との協定の準備作業に参加すること。

i）資本・機械設備・技術等を提供し，また，管轄下の企業を創設することにより，公団の参画し得る協同組合等の形成を促進すること。

j）公団の正職員，契約職員および臨時職員の採用・解雇を行なうこと。

k) 開発計画の遂行に関連して，必要とされる資産を買い上げるように，行政当局に申請すること。

l) 規定に従って，管理業務の割り当てを行なうこと。

ll) 第１８条に規定された計画およびその関連文書を，行政当局および諮問委員会に報告すること。

m) 本法第１０章に従い制裁処置を行なうこと。

n) 公団の業務遂行に関する，他のすべての権限。

第 5 章　諮問委員会

第１２条　事業団内に，４名の諮問委員とその補欠委員とにより構成される諮問委員会が設置される。諮問委員および補欠委員は，規定による該当地域内の水利権者を代表する団体により指名される。諮問委員会は，公団の管轄区域内にその居所を定められる。

第１３条　公団が，灌漑と異なる或る事業の遂行に１０％以上の予算を当てる場合には，前条の諮問委員定数は，１名以上変更される。第３条による新たな業務を遂行するための費用が予算の１０％に及ぶ都度，同様の処置がとられる。規定に従い，新委員は選任され，また解任される。

第１４条　第１２条に規定された諮問委員の任期は４年とし，再選任可能とする。諮問委員は，その職務による報酬を受けないものとする。

諮問委員会は，少なくとも年１回，総裁により召集され，関係事項について総裁に助言・要請を行なう。

第１５条　諮問委員会の担当事項

a) 第８章に規定される事業計画および総裁が提示する決算報告について了解すること，また場合によってはそれに関する見解を１０日以内に行政当局に上申する。

b) 締結された協定および契約について了解すること。

c) 総裁により依頼された事柄について，助言を行なうこと。

d) 公団の発展に寄与する対策を総裁に提案すること。

第 6 章　技術担当理事

第１６条　公団には，定員１名の技術担当理事職が設けられ，技術に関する専門家でなければならない。技術担当理事の職務は下記のごとくである。

a) 総裁により委任される技術的職務を遂行すること。

b) 監督・指導業務を行なう一方，管轄下の業務に関する組織および実行すべき分野に関する提案を行なうこと。

c) 作業計画を準備し，総裁にはかること。また，その計画が承認された場合，必要な研究を行ない，これを支障のないものとする。

d) 委任された技術的問題に関して総裁に助言を行なうこと。

e) 諮問委員会に出席すること。但し，参考意見は述べるが表決に参加できない。

第 7 章　管理担当理事

第１７条　公団には，定員１名の管理担当理事職が設けられ，管理担当理事は下記の職務を担当する。

a) 総裁により委任される，管理業務を遂行すること。

b) 総裁により委任される問題の研究を行なうこと。

c) 第２２条に規定される事項を実行し，会計記録業務を担当すること。

d) 職員の管理・指導を行なうこと。

e) 諮問委員会に出席すること。但し，参考意見を述べるが，表決に参加できない。

f) すべての契約・取引きの準備および管理に参加すること。

g) 資金の受入れ・徴収・投資・預入れに関するすべての事柄に参与すること。

h) 計画の遂行に際して，特別なクレジットが必要な場合に参与すること。

第 8 章　実施計画・予算および開発プログラム

第１８条　公団の総裁は，経済省を通じて行政当局へ事業説明書を付した実施計画書，資金調達計画，資金運用計画および公社の経済・財政活動計画等を総合した開発プログラムを提出するものとする。これらの計画書は，その内容が業務遂行にあたっての機関別，経済プログラム別，目的別に分類されているものとし，管理部門から受領すべき分担金額を明らかにしたものでなければならない。

新規予算が承認されるまで，総裁は前年度予算を延長することができる。

第 9 章　財政・資産・会計制度

第１９条　公団は，下記の財源を運用する。

a) 公団設立時および以後の，政府から提供された資産および予算に関する各法律により定められた交付金。

b) 地方法第 407 条の適用により生じた収入。

c) 各種特許・認可等により得られる収入。

d) 公団に属する企業の利益金および公団が参加している企業の利益より得る配当金。

e) 監査手数料等，公団が行なう特別なサービス業務により得られる各種手数料による収入。

f) 規定の条件・形式・期限をもって発行される，公団の全般的事業活動への参画認可証および特定事業に対する技術協力認可証の発行にともな

う収入。

g) 国内および国外において取得されるクレジット。

h) 受け入れ可能な，何らの負担義務の付随しない寄付金。

i) 開拓地の売却代金，賃貸収入および放牧料収入。

j) その他の臨時収入。

第２０条　公団およびその資産・事業活動・契約・取引きは，すべての州税を免除される。特別な法律による場合を除いて，公団に属する企業は免税とはされない。

第２１条　会計法により要求される業務運営記録の他に，公団はその資産，財政，経済状況を示す一般財務公開表示制度を採用する。一般商事会社に適用される規準に基づき，貸借対照表および剰余金計算書を毎年作成する。

第２２条　計上利益は，以下の目的にあてられる。

a) ５％を留保資金とする。

b) ９５％を資本繰込み金とする。

第２３条　一会計年度の期間は，会計法の定めるところとする。

第１０章　組　　合

第２４条　排水・灌漑用の私有水路網の構築・管理および第３条に規定されるものを実施するために，公団は本法の規定に従って組合を組織することができる。

第２６条　公団により境界設定された流域内に土地を所有する水利権者は，公団が適切と認めた場合には自ら管理・構成の責務を有する組合の一員となるものとする。

第２７条　本法および施行細則，規定に対するすべての不履行には，地方法第408条ａ項に従い，その年のインフレーションを勘案して分担金の最高5,000倍の罰金が課せられる。罰金の適用は公団が行なう。その規定は制

裁の段階を定めるものとする。

第２８条　公団は，決定した制裁の遂行を公文書にて通知する。

第１１章　監査および責任

第２９条　州会計検査院は，会計審判所の処理するところに従い，公団の資産等の経営結果に関する状態を調査して，監査を行なう。

第３０条　公団の総裁は，行政当局の指定する期間内に，貸借対照表および損益計算書を州会計管理部および会計検査院に提出するものとする。

また，行政当局は公団に適用される会計・収益に関する基準を設定する。第３条ｇに規定される企業については，本条は適用されない。

第３１条　総裁，諮問委員会の各委員，各理事および職員は，会計法による責任から免れ得ない。

第１２章　暫定処置

第３２条　組織の活動の中断を避けるため，必要に応じて行政当局は本法第８条に従い，第７条に規定される選考会を召集することなしに総裁を指名することができる。

第３３条　諮問委員会のメンバーの最初の３年間における交替を効果的に行なうために，毎年諮問委員のうちの１名が補欠委員と交替しなければならない。そのため，最初の諮問委員会開催時に各委員の担当期間を抽選により決める。

第１３章　一般規定

第３４条　本法において，明白に規定されている場合を除いて，公団の業務

および所属する企業を，会計法ならびに法4629号・5302号・6021号・7575号の規定の適用外とする。

第３５条　公団は，第２条に記述される地域における「地方法 ― 表題Ⅰ ― 分冊Ⅲ」の規定による，灌漑用水に関する管理団体であり，管轄地域内において，警察権力を執行する。

第３６条　法6245条および本法に反する他のすべての法規を廃止する。

第３７条　行政当局は，公布の90日後に本法を施行する。

第３８条　本法は官報により通知され，記録を保管しなければならない。

“誤植訂正”

14ページにおいて，第25条が欠落したので以下に記す。

第２５条　公団により境界設定された流域内に土地を有するすべての水利権者は，その流域の建造物の管理・工事責任を有する組合の一員とならなければならない。

政　令　第２４４８号

コロラド川流域開発公団の運営に

関する法律第７９４８号の施行令

政　令　第2448号

コロラド川流域開発公団の運営に関する法律7948号の施行令

1973年5月3日　ラ・プラタ

法律7948号に関する施行令を立案する経済省文書2300−7892／73に基づき，次のことを考慮事項とし

- ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団の目的を定める法律7948号を補足する必要があること。
- 施行令は法律が定める上記公団の目的の遂行を容易ならしめるものであること。
- 上記団体の完成を期するため，各々の分野の専門機関が答申を行なっていること。
- 州政府顧問団の意見書および国の財務官の見解によれば，適切な行政措置を講じる必要があること。

ブエノス・アイレス州知事は，下記制定する。

第1条　ブエノス・アイレス州コロラド川流域開発公団の法的および実際の居所を，ブエノス・アイレス州ビィジャリーノ郡ペドロ・ルーロ地区に定める。

第2条　ビィジャリーノ郡およびパタゴネス郡において，コロラド川の灌漑用水により支配され得るすべての地域を，灌漑可能地域と定める。

第3条　公団は，特別の資格申請なしに各種許可の付与・取り消しを行なう権限を有する。そのために，省令の定める所定の金額を前もって徴収しなければならない。

第4条　また，地方法第375条に従い，永続的または一時的性格をもつ水利権を付与・取り消しできる。公団の業務遂行に必要な水は，すべて公共的な水の使用とみなされる。

第 5 条　灌漑事業の影響下にある地域内の土地の殖民事業は，地方法の農地転換規定の定めるところに従ってなされる。このために公団は，農務省により作成される公団管轄地域内の計画を具体化する。

第 6 条　公団は，下記事項に従い，各種クレジットの供与を行なう。

1) 総裁は，クレジットに関する名誉顧問委員会を指名する。名誉顧問委員会は，公団が供与するクレジットに関する同組織の職員および第2条に規定する地域の代表者により構成され，各委員は無報酬である。

2) 総裁は文書により顧問委員会のなすべき職務を決定する。

3) 総裁は，文書により毎年，供与すべきクレジットに関する政策を決定する。その政策は予定された実施計画の達成をねらいとし，事業団管轄地域内の水利権者・組合およびその他の企業・団体等に対して，各々の目的達成に必要な財政的援助をもってなされなければならない。

4) この目的に充てられる資金は，「振興資金」の一部をなし，特別な銀行口座に預金される。

5) 団体予算法により，振興クレジットに対するブエノス・アイレス州分担金として交付される資金および貸付金の回収金は，上述の銀行口座に預金されなければならない。

6) 総裁は，この資金を管理するために必要な機構を行政当局に提案する。

第 7 条　管轄地域内の生産物の商品化をはかるため，公団は民間企業または公共団体と協定し，または事業に参加することができる。

第 8 条　総裁を指名するため，経済省は現行役員規定に従って，資格経験者の選考会を行なう。

第 9 条　一時的不在または不都合により総裁が不在の場合は，自動的に管理担当理事がその職務を代行する。

総裁に，継続的不在・不都合が生じた場合には，経済省は30日以内に総裁選考会を召集しなければならない。

第１０条　予算書，実施計画書および開発プログラムには，法律 7948 号第３章の規定するところに従い，公団が提供するサービス業務の対価として徴収する収入を含めるものとする。

第１１条　総裁は公団の職員に，管理業務を割り当て，法律 7948号第31条に規定される各職員の責任の内容を明らかにする。

第１２条　諮問委員会は，下記事項に従い運営される。

a）一般事項

1）諮問委員会は，その職務に関する内部規則を作成し，これを総裁に提出する。総裁はさらにこの内部規則を経済省に提出する。

2）諮問委員会の申請により総裁は諮問委員会の書記を指命する。書記の報酬は，あらかじめ公団の予算に組み込まれていなければならない。

b）諮問委員の資格要件

1）選考会に先立つところの２年間継続して，または中断を含むところの７年間，ビィジャリーノ地方またはパタゴネス地方の管轄区域内に居住していること。

2）年令25才以上であること。

3）任期の間，ビィジャリーノ地方またはパタゴネス地方に住むこと。

4）単一で，または連名で公共の灌漑用水の水利権者であること。

この条件を満たす架空名義人は，諮問委員会に参与するために，公証人を介して代理人を立てることができる。

5）州公務員に適用される兼務不能の原則に抵触しないこと。

6）法律７９４８号第１３条に定めるところに従い，あらたな事業活動の編入のための諮問委員は，その事業に関して適切な人物でなければならず，協同組合・水利組合・議会・商工会議所，その他利益を目的としない同様な団体により行なわれる特別な選考会により選ばれる。上記の各団体は，貸借対照表とコロラド川開発公団への登録書を提出しなければならない。

c) 解　任

1) 前記の各資格要件を満たしていない場合，および年間を通じて4回の会議を不当な理由により欠席した場合には，ただちに諮問委員を解任される。

本条にいう諮問委員の解任は，他の委員により公団の総裁および当該諮問委員に通知される。

2) 諮問委員の死亡，肉体的理由による職務遂行不能，職務の辞退の場合にも同様に処置される。

d) 委員の選考および代表権

1) 法律7948号第12条による諮問委員の選考に関して，本12条hに定める各地域が考慮される。

2) 本12条gに規定された60日間のうち，初めの45日間以内に，各地域の灌漑・排水に関する組合の長は，組合規則にのっとり，臨時組合会議を召集し，諮問委員会の一員として，また，選挙人として組合を代表する1名を選出する。

3) 立候補者が，本規定の資格要件を満たしているかどうかを確認することは，組合理事会の責任である。事後になって，資格要件を満たしていないことが確認された場合には，他の者に代ることなしに自動的にその地位が解任される。

4) このようにして選出された代表者は，所定の諮問委員立候補者選考会の日に，該当する灌漑管理局に出頭し，秘密直接投票により1名の諮問委員と補欠委員を，構成員より選出する。

5) この時，各委員が資格要件を満たしているかを，最初に確認しなければならない。もしそうでない場合には，対象外とされる。

6) 毎年の組合理事を選出する際に，組合を代表する立候補者を選出することは，各組合員の自由採択とする。

7) どの組合にも参加していない各々の地域の水利権者は，前記各項目

に従い，灌漑管理局に出頭して，代表者を指名する。

8) 法律7948号第13条に関連し，諮問委員会へ委員を編入させる場合には，本12条b－6)に基づき，前記各項目に従って処理される。

9) 諮問委員会の補欠委員は，自由に諮問委員会の会議に出席し，発言することはできるが，表決権はもたない。

e) 諮問委員の不在

1) 本規定の各事由による諮問委員の不在の場合には，該当する補欠委員がその任務を代行する。

f) 権　　限

1) 諮問委員会の各委員は，コロラド川流域開発公団の事業活動に関するすべての情報について閲覧することができる。この場合，総裁に対し前もって申請しなければならない。同様に，総裁により諮問された事項に関して，公団内における任務からして，適当であると思われる公団専門家から事情を聴取して，調査することができる。

2) 諮問委員会の各委員は，公団内の規定に従い，公団のために必要な旅費の支給を受けることができる。

g) 選考会日時の指定

1) 法律7948号第14条による任期満了，または第33条に関連する場合および本12条b－6)，c－1)の場合には，コロラド川流域開発公団の総裁は60日前に管轄地域内に適切な広告を行ない，諮問委員と補欠委員の選考会日時を周知せしめる。

h) 代表者選出地域

1) 諮問委員会の各委員の構成については，下記のごとく選出される。

1.1　連結水路Ⅰが関係する地域を除いて，ブラトビィチ主水路，北部支水路および南部支水路の関係地域より1名。

1.2　連結水路ⅠおよびⅢが関係する地域より1名。

1.3　連結水路Ⅱが関係する地域より1名。

1.4　ビジャロンガ水路が関係する地域より１名。

i）暫定条項

1）諮問委員会は第一回会議において，法律第７９４８号第１２章第３３条により委員会のメンバーの任期を決めるために，抽選を行なわねばならない。

第１３条　実施計画，予算，開発プログラムのために，次に述べる手続を行うものとする。

a）予　　算

1）総裁は経済省を通じて行政当局へ，州の機関が定める期日に事業説明書を付した実施計画書，収支予定書および公団の経済的，財政的，資産的計画を総合した開発プログラムを，毎年提出するものとする。公団の計画および予算について，行政当局により承認されてから３０日以内に立法府に送付される。

2）前条で述べた収入の計算は，法律第７９４８号第１９条に定められた内容に従い記録されなければならないものとする。

3）総合予算は，会計法の定める総合政策路線に従って構成される。

4）総裁は，各々の会計年度内におけるクレジットの供与については，予算法により行政当局に与えられた権限と同様の権限を有するものとする。

5）その会計年度の資金が，予定された資金の額を越える事に必要，且つ正当な理由がある場合には，行政当局は経済省を通して，コロラド川流域開発公団の予算を，最大額まで増額承認することができる。

6）コロラド川流域開発公団の資金は，ブエノス・アイレス州銀行の「コロラド川流域開発公団総裁」名義の口座に預金される。また，この口座は上述の公団によって開設される。公団が事業活動を行なう場所に，ブエノス・アイレス州銀行の支店が無い場合には適当な公立銀行に口座を開くことができる。

b) 経　　費

1) 各会計年度内においては，同一会計年度内に認可を受けたクレジットの目的および限度額の範囲内で債務契約を結ぶことができる。いかなる場合にも，上述の債務が会計年度締切り時において，収受資金の総額を越えるようなことがあってはならない。収受総額が債務決済可能でなければならない。

2) 前号の規定にもかかわらず，前払い・後払いおよび貸付け，その他の財政業務等に起因する経費・差額をともなう取引き・工事等を行なうために不可欠な契約を取扱う場合には，総裁は将来の予算にかかわる債務契約をも，とり行なうことができる。ただし，この場合には本13条a－1)で定める様式に従って，当該財政事業・計画に関する行政当局の認可を受けなければならない。

コロラド川流域開発公団の総裁は，本条の適用により生ずる分担金ないしは出費を補なうために必要とするクレジットを各々の該当する予算に含めねばならない。

3) 総裁は，売買および契約に関する規則を作成し，本施行令認可後，90日以内に経済省を通じて行政当局へ承認のために提出しなければならない。

第14条　貸借対照表および損益計算書の作成のために公団は，商法において商業団体に適用される規準に従うところの会計制度を採用しなければならない。

予算会計は，会計法および施行規則の規定に従わなければならない。

貸借対照表ならびに損益計算書の原本は，通常の綴じ方にて作成され，州会計検査院により署名される。上述の原本は各会計年度毎に，各1冊を作成し，使用されるものとする。公団の総裁は，当該会計年度の終了後，90日以内に州会計管理部ならびに会計検査院に，貸借対照表および損益計算書を提出しなければならない。

第１５条　予算運営の結果，各会計年度末に生じる剰余金は，次会計年度に繰り越す。

第１６条　組合は，下記事項に従い構成・運営される。

a）構　　成

1）組合はすべて，水利権者により構成される。

2）組合の名称は，各組合員が灌漑用水を使用する権利を行使するところの水路の名称に対応して名付けられる。

3）組合の構成員たる資格は，水利権の移譲によりその権利を失う。

4）組合は新たな組合員を加入することができる。加入の際には，新たな組合員は組合の機能および活動を尊重しなければならない。

b）住　　所

1）法定居所および本拠地に関しては，総会によりコロラド川流域開発公団の管轄地域内に，これを定める。

c）継続期間

1）組合創設の目的が達成されない間は，組合の継続期間について特別な制限をもうけない。

d）管轄地域

1）組合の管轄地域に関しては，灌漑法の定めるところとする。

e）目　　的

1）組合は，全組合員に共通な構築物の建設およびその管理・保守を目的とする。

f）管理ならびに幹部会の指名

1）組合の機構は，組合総会および理事会よりなる。

2）組合は，収入ならびに資金に関して，自主管理を行なう。

3）１名の組合長ならびに２名の理事（１名は庶務担当，他は会計担当）よりなる理事会により管理される。組合長ならびに理事の任期は１年とし，再任可能とする。組合総会において，さらに１名の補欠理事を

選出しなければならない。補欠理事は，前述の理事会に欠員が生じた場合に，これを補う。

4) 選出の方法は，組合総会において，秘密直接投票とし，本16条h－3)に規定された"大多数"の賛成によることとする。

5) 理事会の一員となる資格要件は，下記のとおりである。

ⓐ スペイン語の読み書きができること。

ⓑ 未青年者でないこと。

ⓒ 組合の管轄地域内に居住していること。

ⓓ 単独の，あるいは，他との共同の灌漑の利権の資格者であること。

ⓔ 組合または州灌漑法の定める当局に対して，分担金の債務を有していないこと。

ⓕ 管理的職務を遂行する能力を有していること。

ⓖ 未決監を宣告された，係属中の訴訟または，係属中の刑法上の罪を有しないこと。

6) 理事会の構成員に関して，辞退・無能力・死亡の場合には，組合総会で選出された補欠理事が，30日以内に選挙が行なわれて，新理事が選出されるまで，空席になった職務を代行する。

7) 組合長および理事は，名誉職である。

8) 選出後30日以内に，新任理事（組合長）は，その職務につかねばならない。この間に，前任者は，文書・証拠書類・有価証券等の引き継ぎを，新任者との間で行なう責任を有する。

9) 組合長は，組合の代表者である。

g) 理事会の権限および義務

1) 理事会は，予算を作成し，これを組合総会にはかるため，提出しなければならない。同様に，灌漑法の定める当局にも提出しなければならない。

2) 期間内に予算書を作成しない場合には，灌漑法の定める当局がとり

あげ，これを確定する。

3) 年間に最低2回，理事会は召集されねばならない。この他に，組合長が必要と認めた時に召集される。

4) 理事会は，下記の義務を有する。

ⓐ 灌漑ならびに水に関する州法および組合の目的に関連する他のすべての法規が定めるところを遂行するようにしなければならない。

ⓑ 組合総会の議決事項を遂行するようにしなければならない。

ⓒ 組合の業務に必要な職員の任命・解任を行なう。

ⓓ 制裁・通達ならびに灌漑法の定める当局により指示されるところのものを遂行する。

5) 灌漑法の定める当局が求めるところに従い，指令を行なう。

6) 各組合員が負担すべき分担金，比例配分を設定する。適用される料金は前もって灌漑法の定める当局により考慮されたものでなければならない。

7) 組合総会を召集し，主宰する。

8) 灌漑管理部と連絡をとり，灌漑管理部により通達される指示を遂行する。

9) 灌漑に影響を及ぼす異常事態が発生した場合に，これを灌漑管理官にただちに通告する。

10) 灌漑法の定める当局の認めるところに従い，理事会は下記事項を行なう。

ⓐ 組合の財産を譲渡すること。

ⓑ 債務契約を行なうこと。

ⓒ その他の協会等に参加すること。

下記事項を行なう事はできない。

ⓐ 不当な理由で，組合の財産を利用すること。

ⓑ 自ら，保証人となること。

ⓒ 組合の財産を担保にすること。

ⓓ 公共または民間の団体から借金をすること。

ⓔ 何らかの負担をともなう寄付または利益のない相続を受け入れること。

h) 組合総会

1) 組合総会は，すべての組合員により構成される。

2) 組合長は，少なくとも年1回定例組合総会を召集し，これを主宰する。また，組合員の単純大多数が要求する議題に関して，必要と思われるとき，臨時組合会議を召集する。灌漑管理官もまた，臨時組合総会を召集することができる。

3) 組合総会を召集する際には，15日前に，会議の行なわれる日時・場所ならびに取り扱われる議題について，組合員に通達しなければならない。所定の時間の30分後に，出席した組合員の十分なる定数をもって開会される。同様に，灌漑管理官にも通知が行なわれる。灌漑管理官は，意見を述べることはできるが，表決権はもたない。

4) 大多数による会議の決議には，全員が従わなければならない。"大多数"を決定する際には，水利権を有する各々の組合員に1票の表決権が与えられる。この"大多数"はまた，会議に出席した組合員の3分の1以上の支持を得なければならない。

5) 組合員は，自ら会議に参加することができる。また，公証人を通じて代理人をさしむけることもできる。1人の代理人が，2人以上の水利権者を代理することはできない。

6) 各種規則の変更の際には，この目的で召集された出席組合員の3分の2以上の賛成を必要とする。あらゆる規則の変更は，灌漑に関する当局の承認により，はじめて有効となる。

7) 各組合員は，必要と思われる計画・提案を，組合総会にはかることができる。この場合に，全組合員の30%の署名を添えて，10日前

までに組合長に提出しなければならない。

8) 特別に許可された者は，会議に参加し，発言することができるが，表決権はもたない。

9) 組合総会の職務

a) 幹部会が提出する収益計算を承認すること。

b) 次の会計年度の予算書に関する考慮を行なうこと。

c) 水路の清掃の方法を承認すること。

d) 任期1年を有する理事と組合長を選出すること。

e) 理事会より提案されるその他の事柄を取扱うこと。

f) 会議録に署名・承認をする2名の組合員を指名すること。

i) 組合員の権利および義務

1) 組合総会において，発言，表決のために出席すること。さらに，組合長または理事を選出すること，および選出されることもできる。

2) 規則に則っとり，臨時総会の招集，あるいは，当日の議事提案を要請すること。

3) 総会で定められた分担金を負担すること。

4) 自己の用排水路および付帯構造物を最上の状況に維持すること。

5) 公共用水の管理団体または灌漑管理部の事前の許可なしに，灌漑システムを構成するすべての水路および所有制限のある地域においては，いかなる工事も行なってはならないこと。

6) 給水順番を受ける必要がない時，またはその量および時間を減らす場合，48時間前に組合の理事会，または水路管理人に文書で通知すること。

7) 境界鉄線または耕地内鉄線には，水路管理人の巡視，工事，水路管理団体の職員の通行に必要な空間を設置，維持すること。

8) 1人以上の組合員が必要だからといって，実施中の順番制を変える充分な理由とはならない。灌漑管理局が調整しうるとしても，第三者

に不利にならないことを条件とする。

9) 組合の区域内にある構築物を灌漑管理局の指示する条件で維持すること。

10) すべての変更事項については，組合理事会または灌漑管理局に対し，現行法規との関連において，文書で通知すること。

11) 組合資産を維持管理すること。

12) 本法の定めに従い，組合の会計検査が行なわれる場合，それに係る費用を負担すること。

13) 一つ以上の組合に加入すること。

14) 各々に応じ，組合員としての責任を果すこと。

j) 組合の基本的性格

1) 組合の基本的性格は，その職務を遂行することにある。各組合員は規則により定められた，分担金を支払う義務がある。

2) 組合員が，期間内に課せられた分担金を支払えない場合には，組合はその滞納者の事情を考慮し，その他の組合員が組合内において行使する公共水の使用権利に直接比例して，その分担金の支払いを代行する。

3) 分担金を適用する際に，適切であると認められるならば，理事会は各々の負債を明示する書類を作成することができる。

k) 予算および事業計画

1) 一般経費ならびに資金に関する予算は，各会計年度毎に作成される。この会計年度は，灌漑法の定める当局のものと一致しなければならない。

2) 毎年，灌漑法の定める当局が設定する期間内に，貸借対照表を作成し，提出しなければならない。

3) 組合の資金を預金しておくため，銀行に特別の口座を開く。

l) 検査，監査および介入

1) 組合の創設にもかかわらず，灌漑法の定める当局の権限は保持され，当局は，公共水の利用およびその法的権力に関連し，適切と思われるところを指示し，遂行させる事ができる。

2) 組合が当面するすべての事業は，前もって灌漑法の定める当局により承認されなければならない。当局は，その事業のための期間を設定して，実行を指示する。また事情によっては，当局はこれを奨励事業とすることができる。この場合，現行法規すべてに配慮するものとする。

3) 灌漑法の定める当局は，組合の事業活動を監視し，組合員の75％の公式な要求，または必要と判断されるならば，公文書での要求に対して当局は組合に介入できるが，この場合，臨時総会の招集を前もって通知し，その処置の事由を説明しなければならない。

4) 組合は，灌漑法の定める当局による公式の監査に従わなければならず，当局は，州灌漑法，組合規則およびその他の関連する規定に反した，理事会決定を無効なものとすることができる。

5) 組合が，当局の介入を受けた場合には，当局は必要ならば新理事会選出のための組合総会を召集することができる。

l) 灌漑受益地の土地台帳

1) 組合は，灌漑受益地および組合活動の及ぶ地域内の土地に関する土地台帳を管理・維持する。

m) 組合の解散

1) あらかじめ，灌漑当局が認めた場合に，組合は自主的に解散することができる。このためには，総会において全組合員の75％以上の同意を得る事が必要であり，次の要件を満たさなければならない。

1.1 設立された組合にとって，事業実施の理由が存在しなくなった場合。

1.2 設立された目的を果たし終えていること。

n) 一般事項

1) 組合定款の承認または義務付けの権限を灌漑法の定める当局に付与する。

2) 灌漑法の定める当局は，2つ以上の組合に対して，事業協調をはかるため部分的な合併を要求できることが認められている。

3) 総会において出席者の75％以上の同意を得た場合には，組合は他の組合との連携・連合をはかることができる。

4) 組合が他の組合との連携または，組合連合への加入をはかるためには，組合規則の関連する項目を変更しなければならない。

5) 前項に関連する，規則の変更事項は，灌漑法の定める当局により承認され，組合の記録に記入されなければならない。

第17条　督促手続は，債務者個々に対して公団に係るすべての債務に関して行なわれ，手続行為を開始するには，公団当局の発行する証憑を用いるものとする。違反行為の確認は，灌漑管理部または灌漑管理局により行なわれる。違反の内容および処理は，管理担当理事により執行される管理規則に従う。

制裁の程度は下記のごとくである。

1. 水の乱用

1.1	自己所有区画内での溢水	10～2,000倍
1.2	隣接区画内への溢水	
1.3	許可されていない排水路への排水	10～2,000倍
1.4	公道への排水	

3回目の制裁に先立ち，水の供給が停止される。

2. 組合会議により決められた二次水路の担当区間の清掃不履行

2.1　内部灌漑水路網の管理不十分

2.2　会議により決められた三次水路担当区間の清掃不履行　　5～10倍

2.3　不完全な状態または規定に反する状態での水門の使用

当局はその補修工事を行なうことができ，滞納1日につき，5％の罰金を徴収する。

3.　水の管理制度を乱す行為

3.1　主水路に関する水門の強行使用

3.2　二次水路に関する水門の強行使用

3.3　三次水路に関する水門の強行使用

3.4　二次・三次水路等に関する貯留水を変更すること　　10～1,000倍

3.5　主・二次・三次水路等に関する水門をふさぐこと

3.6　許可されていない建造物・ポンプ等を使用して水を取り出すこと

3.7　割り当てられた時間外での水の使用

- 水路が所定の状態になるまで，水の供給を行なわない。
- その行為が実害を引きおこした時には，右記の制裁にまで引き上げられる。　　5,000倍

4.　灌漑用排水路への雑草の投入または落下防止を怠ること

5.　水の分配業務にたずさわる者との共同生活　　5～20倍

6. 灌漑用水ならびに排水に関する構築物を，故意に破壊・損傷すること　5～1,000倍

7. 所定の許可された場所以外で，道具あるいは動物をもって，水路を横断すること。　2～20倍

8. 公共の通行区域の通行妨害　5～20倍

9. 動物を解き放ち，または針金による囲いの中にこれを保持し得ず，その動物が公共の通行区域に近付き，実害を生じた時　5～200倍

10. 本項の規定に対する違反の反復　2～1,000倍

第18条　総裁は，毎月，州会計管理局へ予算執行状況分析報告書を提出しなければならない。また，3ケ月毎に経営に関する収支勘定報告を行なわなければならない。

第19条　本令は，経済省長官により副署されるものとする。

第20条　本令は，国庫財務長官に通知し，官報により掲載され，記録，保管されなければならない。

ミゲル・A・モラゲス

シルビオ・ベチェル

法 律 7616 号

ブエノス・アイレス州地方法

第1部　水 利 制 度

第 3 分 冊
水 お よ び 環 境

地　　方　　法
第 1 部（のみ）
水および環境の農牧的利用

第Ⅰ編　　灌漑に関する制度

第 1 章　　水利権および許可

第355条　公共の灌漑用水の利用は，一時的な許可または水利権によって許可される。

第356条　灌漑に関するすべての，あるいは一部の構築物，それに要する周辺の土地ならびに水路およびその他必要な灌漑施設により占められるべき土地は，必要に応じて収用され公益のために供される。そのためには，これらの不動産は公共用地として指定される。

第357条　水路等よりの分流を必要としない，一時的な小規模な利用の場合には，公共の水を使用する灌漑のための許可が与えられる。

第358条　以前より資格を与えられた受益者の利益を損わないという条件のもとに，当局は試験的性格をもつ一時的開発のための灌漑の許可を与える。

第359条　許可を他の者に譲渡することはできない。当局は，いついかなる時でも許可を取消すことができ，この場合に，許可を所持していた者は，賠償を請求する権利を有しない。

第360条　水路および構築物による分流を必要とする灌漑のための公共の水の利用はすべて行政当局，または法の定める団体が認めた水利権によってなされるものとする。

第361条　本法の目的に従い，一つの開発権は大きさで表わすものとして，

その単位は，水利権付ヘクタールで表示する。

第362条　民法の制定する義務ならびに動力エネルギー源としての水流の，その後の利用に反する行為をしない限り，灌漑の水利権は永続的なものとして与えられる。

第363条　水利権または上記の各条により使用権を与えられた水量の減少または枯渇については，国を責任は有さない。

第364条　灌漑の水利権を欲する者は，何人であれ，行政当局の指示する必要事項を記入した申請書を提出しなければならない。

第365条　主務官庁は開発権により影響を受ける地域内に居住する住民に対し，水利権認可に関する賛成意見または，根拠があれば反対や要望を30日以内に表明するよう，10日の余裕期間を与えて通告するものとする。反対意見や要望がある場合，専門家の署名を付した証拠書類および図面を提出しなければならない。水利権認可は，申請者の負担で公報およびその事業を実施する場所に最も近い集落地の新聞に公示するものとする。

第366条　水利権に対する反対意見を有する者は，証拠書類と図面の提出期間の延長を請願することができる。書類作成等に必要不可欠と判断された場合には，提出期間が妥当な範囲内で延期される。

書類の中に図面が含まれているか，既製の公式の図面に準拠する場合ならびに表明の性格上，不必要な場合には，図面の提出は必ずしも必要とされない。

第367条　反対意見の紙面告示最終日から30日以内に各々の要望が提示されるならば，これらの要望はまとめて手続される。期間後に提示されたものの手続は行なわれない。

行政当局または法の定める団体は，これらの反対意見の表明の基盤ならびに有効性を尊重し，水利権者と対立する関係者の権利をそこなわないように，問題の解決をはかる。

第368条　公共の利益をそこねるような要望の処理は行なわれない。

第369条　灌漑のための水利権の申請者は，プロジェクトの見直し，工事の検査・改修，拡張工事，事業への助言等に関して，灌漑事業の責任団体の定める料金を支払うものとする。徴収される料金は，当該地域における灌漑管理団体の資金として入金される。

第370条　水利権を取得するためには，下記の基本的条件を満たさねばならない。

a）申請者が，灌漑用地の所有者でなければならない。

b）上述の区域が，灌漑および開拓に適したものでなければならない。

c）使用水量が，計量結果と一致しなければならない。

第371条　水利権を付与するに際して，下記事項が考慮される。

a）少面積の土地所有者。これは過度の非経済的な土地の小分割を避けるためである。

b）技術的・経済的より大きな利点を有する土地。

c）水利権の拡大を申請している水利権所有者。ただし，灌漑管理団体が効率的に灌漑され得ると判断した場合に限る。

d）自然的原因により，所有耕作地が被害を受けた者。

申請書の提出日に，同一条件下においてその優先順位により決定される。

第372条　灌漑水利権は，灌漑面積1ヘクタールにつき，毎秒0.4リットルの水量分与をもって与えられる。この水量は，以後の開拓による実験的データに従って変更され得る。上述の水量には蒸発・浸透により失なわれる水量も含まれている。

第373条　前条の規定による限界内において，水利権所有者は，自己の耕作に必要かつ十分な水量を受ける権利を有する。

これらの目的に従い，毎年所定の期間内に灌漑の権利をもつ土地に関して水利権所有者は耕作すべき面積およびその内容を通知するものとする。

第374条　灌漑の水利権を有するすべての者は，土地台帳に記入されねばならない。土地台帳を更新するために，水利権所有者は，耕作面積・種類お

よび有用と考えられる必要な統計データに関して，要求される資料を，毎年提出しなければならない。

第 2 章　水の使用権

第375条　灌漑のための水の使用権は，永続的なものと一時的なものに分けられる。永久的な使用権は，年間を通じていつでも有効である。一時的使用権は水量が永続的使用権所有者の必要水量を満たしている場合に限り，有効である。

使用水量が計量結果と一致していたならば，一時的使用権を永続的使用権に変更できない技術的理由がない時には，永続的使用権に変更できる。

第376条　灌漑地の所有者に与えられる水は，水利権により規定される土地の面積と密接な関連がある。従って，

a）土地の所有権とは切離すことができない。

b）単独に，譲渡あるいは差押えることはできず，土地と共にこれらの行為を行なうことができる。

c）単独に，契約の対象となり得ず，土地と共に取引きされる。

第377条　灌漑のために与えられる水は，他の用途に利用してはならない。使用者は，規定に従い，飲用水として貯水することが許される。

第378条　水の分配・利用・管理の目的で，水利権所有者は，必要な構築物を作らねばならない。

第379条　水の分配または割当に関しては，類似の利用者に対して厳密に公平な，一部の者が利益を受け，他には害を与えるような事のない基準が採用されるものとする。

第380条　適切と思われる場合には，灌漑管理団体は個人所有の水路の管理をすることができる。

第381条　同一の水路を，永続的水利権所有者と一時的水利権所有者が使用

しており，水量の減少により交替使用制または水利権の大きさに比例して使用水量を減らさねばならない場合には，一時的水利権所有者は，水の供給を受けることができない。

第382条　水量の異常な減少の際，またはより効果的な水の利用のため，交替制による水の分配が法令により命じられる。

第383条　水利権所有者が，自らに該当する時に，水を使用しなかった場合には，他の時にその分の水量を要求することはできない。

第384条　灌漑の権利を有する土地を分割する場合，各分割地には少なくとも1ヘクタールに相当する水の権利が割り当てられる。

第385条　既にある水路だけでは灌漑を行なうことができない場合にのみ，新しい水路の構築が許可される。

第386条　自己の権利として，水路の使用を欲する水利権所有者は，水路の所有者に，該当する分担金を払わねばならない。この料金は，開発権の大きさ，その水路により受ける法的権利，その水路の構築費用を考慮して，比例的に決められる。

第387条　新たな水利権者のために水路の拡張を行なわなければならない場合には，その水利権者はその工事費用をすべて負担しなければならない。さらに，前条に規定される比例分担金を支払わねばならない。

第388条　2つ以上の水路がほぼ平行に配置されている場合に，技術的見地から，それらを1つの水路にまとめる事が望ましいとき，それらの水路の使用者は，そのための工事を義務づけられる。

第389条　全体排水路計画が実施された場合，すべての水利権者は，各自の私有排水路を，全体排水路網に対応させて，その都度，決められた期間内に設置しなければならない。

第390条　同一の水路の使用者は，各自の水利権に比例して，水路の地形的事情にかかわらず，保全・清掃・修復を分担して行なわなければならない。

第391条　前条に従い，水路の使用者は，当該機関の指示するところを，所

定の期間内に遂行しなければならない。所定の期間が過ぎても実行されない場合には，水路の使用者の費用負担にて実行される。なお，この場合には，罰金は課せられない。

第392条　同一の水路を永続的水利権を有する者と,一時的水利権を有する者とで使用している場合，後者は水路の保全・清掃・修復また各自の水利権に由来する経費・分担金等に関して，前者がヘクタール当りに分担するところの4分の1を比例分担しなければならない。

第393条　国が行なう助成事業でない，一般の灌漑事業工事においては，それに利益を受ける地域の土地所有者は，水利権の性格ならびに大きさに比例して，工事費用を支払う。

第394条　新たな水路が，公道を横切る場合，関係する水利権所有者は，構築される橋の構築費用ならびに維持費用を，すでに定められた規定に従って支払わねばならない。

第395条　公道が，既にある水路を横切る場合には，必要とされる橋の構築ならびに維持は，公道に関する当局の責任で為される。

第396条　水路が延長され，公道を横切る場合には，水路延長の当事者が橋の構築費用を支払う。しかし，橋の保全費用については，利用者が規定に従い比例分担する。

第 3 章　水の供給停止

第397条　水の供給は，以下の理由によってのみ停止される。

a) 清掃のための所定の期間および灌漑・排水用施設の通常の補修工事期間。

b) 堤防の崩壊等，より大きな被害を防ぐために，水の供給停止が要求されるような場合。

c) 水の消費の必要性が減り，水路の機能を維持することが，経済的でな

くなった場合。

d) 水の使用に関係する分担金ならびに罰金の所定期間内での支払いの遅滞。

e) 当該団体が行なった工事，修復等の支払いの遅滞。

第398条　前条aに規定される作業は，水の供給停止が，なるべく実害を起こさないような時期に行なわれねばならない。また，同一の水源を使用している他の水利権所有者の事を考慮して行ない，関係者に10日前に通知せねばならない。

第399条　本法に規定されない水の供給停止または該当する事前通知がなされない場合には，第397条bの場合を除いて，それを許可した公務員が責任を有する。

第 4 章　放棄と譲渡

第400条　水利権所有者は，全面的あるいは部分的に，その権利を放棄することができる。下記の条件を満たすとき，放棄を行なうことができる。

a) 行政当局または，法の定める団体により認められなければならない。

b) その放棄により，利益の減少をこうむるおそれのある借地人または不動産に関する実際の権利を有する者が同意しなければならない。

c) 水利権所有者は，放棄する権利に由来するすべての分担金を支払い，当該不動産に関する公共の分担金の債務をもっていないこと。

第401条　水利権所有者の有する権利は，以下の条件を同時に満たした時に，灌漑の水利権の申請者に譲渡される。

a) 譲渡される区域が，譲渡者自身の所有するものであること。

b) 水利権が与えられた区域に関する権利が，すでに行使されたこと。

c) その区域の耕作が，所有者に責任がない泥地化により，中止されていること。

d) 灌漑の権利に関するすべての分担金の支払いをすませ，当該不動産に関する公共の分担金の債務を有しないこと。

e) 灌漑の権利をもつ区域と，譲渡される区域が同じものであること。

f) 将来，灌漑用水を引く水路の利用者たちの間に，はっきりした反対のないこと。

g) 譲渡に伴い，与えられた権利の性格が変わらないこと。

h) 灌漑施設の機能に対して有害な，水の有効利用を妨げるような変更がないこと。

i) 灌漑の権利が譲渡される不動産に関する税金が支払われており，灌漑に関する各有資格者の同意が信用あるものでなければならない。

第402条　譲渡が為されたならば，譲渡を受けたものは，これを取り消すことができない。

第403条　所有者に責任のない失効，放棄または譲渡による灌漑の権利の停止の場合，その所有者は，苦情申し立ての権利を有さない。

第 5 章　水利権の失効

第404条　すべての水利権は，特に規定されていない場合でも，その取り消しをする事ができる。これに反する取り決め等は一切認められない。水利権の取り消しは，それを必要とする公共の利益が実際に存在することであり，これらすべての場合に水利権に係わる物理的資産に限って相応の補償を受けるものとする。

第405条　水利権の取得時点より5年間，その使用を放棄した場合に，水利権は失効する。また，放棄が行なわれてから5年経過した場合も同様である。一部の区域しか耕作を行なわなかった場合には，耕作されなかった部分についての水利権は失効する。

同様に，水利権所有者が水利権に関する緊急的義務を遂行しない場合，

または水利権をその本来の目的に沿って使用しない場合にも水利権は失効する。

上記すべての場合に，水利権所有者は一切の賠償請求の権利を有しない。

第406条　あらかじめ，実際の権利をもつ登録済の有資格者および関係者の訴えを聴いた後，行政当局または法の定める団体により，水利権所有者の水利権の失効が決裁される。

通知後60日以内に，実際の権利をもつ有資格者が，自ら水利権所有者の遂行しなかった行為を実行する意志を表明するならば，その実行のため1年以内の期間が与えられる。

第6章　分担金

第407条　灌漑のための公共用水の水利権者は，その水利権の性格にかかわらず，事業に関する公共・民間の管理費用，灌漑管理団体または組合が行なう工事の費用を，本法およびその他の規定に従って，分担して支払わなければならない。

第408条　前条に規定される義務は下記項目よりなる。

a) 灌漑管理団体が行なう，研究・検査・給料・工事・その他の共通事業に要する一般経費の年間割当比例分担金。

b) 組合員または利用者のために使用される各水路または共通水路に要する特定経費の年間割当分担金。

組合が，直接，清掃・保守・補修作業を行なう場合には，その事業による組合への報酬として，分担金の比例軽減等について，灌漑管理団体との協定をしなければならない。

灌漑管理団体は，組合による直接徴収を承認することができる。

c) 助成事業の性格を有しない場合の調査，計画・実施に投ぜられた資金の一部または全部を返済するための分担金。

第409条　前条の規定により徴収される分担金等は，その目的に従って割り振られ，灌漑管理団体または組合の資金として使用される。

第410条　第408条に規定される分担金は，灌漑管理団体の内部規則が定める形で決定される。

第411条　水利事業の実行を認定する法律・政令・行政決定は，その水利事業か助成事業としてなされるか，あるいは民間各自の負担でなされるかを定義づける。出費の大きさが，被影響地域の経済力の2分の1を上回るような事業は助成事業とされる。実際には，この事は，経済的調査・研究の結果により決定される。

第412条　以上の分担金に関して，灌漑管理団体は，関係管理当局にその徴収結果を次の3ヶ月以内に報告しなければならない。根拠のない報告の遅滞は，公務員としての重大な管理的過失とみなされる。

第413条　灌漑管理団体によって負債が明らかになれば，督促開始の充分なる根拠となる。

分担金の遅滞に対しては，罰金として延滞利息を，毎月課すものとする。この場合の利率は支払期限時点における国の徴収する最高利息まで設定することができる。

第414条　水利権付不動産の所有に係る権利設定，変更あるいは所有権登記所の登録については，同不動産に関する権利関係のすべての分担金が前もって清算されているという関係団体の証明なしには，いかなる性格の公正証書も作成することはできない。この規定に違反した公務員ならびに公証人は，負債の額について責任をとらねばならない。

第415条　この第Ⅰ編の規定または関連規則に対するすべての不履行には，違反記録年度の第408条aの分担金をインフレション換算した額の，最高5,000倍までの罰金が課せられる。

第416条　この罰金は，灌漑管理団体により，または関係管轄当局により課せられる。前者の場合には，関係管轄当局の前に不服申し立てができ，後

者の場合にのみ控訴することができる。どちらの場合にも，所定の支払いは，訴願に先立ってなされねばならない。

第417条　灌漑管理団体が通知を行なっても，罰金の徴収ができなかった場合には，関係管轄当局がこれを行なう。関係管轄当局は，その遂行を公式に行なう。

第418条　徴収された金額は，灌漑管理団体の資金として入金される。

第419条　市および警察当局・各民間団体は，この第Ⅰ編の各規定を遂行するため必要な助力をしなければならない。

第420条　関係機関により指示された工事作業は，いかなるものであれ所定の期間内に終えなければならない。期間内に終えない時は，その作業は，関係者の負担で既述の割り当てをもって遂行される。この場合に該当する制裁処置はとられない。

第421条　水路に，動物の死体・ごみ・くずを投入する事を禁ずる。また，それらのものが水に流される可能性がある場合には，水路の近くに置くことも禁ずる。

第422条　第三者の土地に浸水することにより損害を生ずるか，またはそのおそれがある場合は，関係機関の許可を得ずに，水利権所有者は飲料水用の貯水池を構築または所有してはならない。さらにこの場合に，水路の中およびその附近に植林等を行なう事も禁じられる。

第423条　水の利用者は，道路の冠水・水路の堤防の崩壊・水路からの溢水等を防止する適切な処置をとらなければならない。

第424条　水路が私有地を横切る場合または，その周囲をめぐっている場合には，その土地の所有者または開拓者は，水管理を行なう当局およびその当局が派遣した水の監視人・作業員がその土地内に入る事を許可しなければならない。

第425条　水路作業・灌漑作業のための入域が拒否された場合には，強制入域命令を請求することができる。

第426条　費用の全部または一部を個人が負担する工事や作業の場合，法律または行政決定は，借入金およびその利息の返済が有利となるための必要な方法を講じるものとし，償還のための特別措置をすることができる。同様に，あらゆる場合において，これらの特別措置が当該地区の生産者の経済能力の半分を危くすることのないように配慮しながら，調査計画に対する融資がなされうるものとする。

第427条　灌漑管理団体により定められる分担金および特別業務は，返済の遅滞の状況を考慮して，所定の方法・場所で前もって支払われなければならない。

灌漑管理団体は，十分な期間的余裕をもって，分担金の支払い時期を決定しなければならない。この場合，少なくとも1ケ月以上の期間的余裕を与えなくてはならない。

第428条　水利権を有しないが，灌漑設置可能と考えられる地域に土地を有する地主は，水量により供給が可能である限り，第408条aおよびb項で定める分担金をヘクタール当りで毎年支払いする義務を有する。

第429条　灌漑管理団体は，問題となる地域を決定し，前条でふれた分担金の支払い義務のあるヘクタール数を土地所有者に通知する。